

育児支援ヘルパー利用のご案内

市では、産前産後の体調不良などにより家事や育児が困難な場合に、ヘルパーを派遣して手助けをする「育児支援ヘルパー事業」を実施しています

対象者

次のすべてに該当する方

- ・母子手帳交付後～赤ちゃんが1歳の誕生日の前日までの保護者
- ・他に育児の支援をする方がいない方
- ・身の回りのこと、家事や育児が困難な方



利用回数

1回の出産につき 1日2時間もしくは3時間で

最大60時間まで利用できます！

(※多胎児の場合は、120時間まで)

利用料

- ・ **2回まで無料！**

3回目以降は、

- ・ **1時間500円で利用できます。**

※市民税非課税世帯等は、利用料が免除されます。

詳しくは下記までお問い合わせください

お問合せ・申し込み

事前に子育て応援課へ



産前産後で心配…
頼れる人がいなくて
心細い…

まずはご相談を！

問い合わせ先

子育て応援課こども施策推進係
電話22-1111内線2142